別紙

快適トイレの導入に当たっての配慮事項について

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（８）に配慮することとする。

（１）原則

女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする

（２）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（３）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

（４）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする

（５）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないように、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする

（６）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする

（７）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房や、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

（８）性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することの内容徹底する